

第 8 1 号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

未婚のひとり親に対し、福祉医療費の助成の所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額の算定について、寡婦等のみなし適用をするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 市町村民税世帯非課税者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。)をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>で母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。）をいう。</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額」を算定する場合には、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で</u></p>	<p>(19)・(20) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる<u>国</u>、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

未婚のひとり親に対し、福祉医療費の助成の所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額の算定について、寡婦等のみなし適用をするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

未婚の母又は未婚の父に該当する場合は、福祉医療費の助成の受給資格を判定する際の所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額(235,000円未満)の算定に当たっては、地方税法に規定する寡婦又は寡夫の場合の例により算定することとする。(第2条及び付則第7項関係)

(1) 非課税の範囲(対象制度：高齢期移行者，障害者，高齢障害者，母子家庭等)

		福祉医療費の助成に用いる非課税の条件
現行	寡婦又は寡夫	合計所得が125万円以下
	未婚のひとり親	35万円×(本人，扶養親族の合計人数)＋21万円(扶養親族を有する場合のみ)
改正案	寡婦又は寡夫	合計所得が125万円以下
	未婚のひとり親	

(2) 所得割額の算定(対象制度：幼児等及びこども，障害者，高齢障害者)

		福祉医療費の助成に用いる市町村民税の所得割額
現行	寡婦又は寡夫	課税標準額(寡婦控除26万円控除後)×6%
	未婚のひとり親	課税標準額(寡婦控除適用なし)×6%
改正案	寡婦又は寡夫	課税標準額(寡婦控除26万円控除後)×6%
	未婚のひとり親	課税標準額(寡婦控除適用なし)×6%－(26万円×6%)※

※ 寡婦控除のみなし適用をした場合は、課税標準額を算出した後に26万円に6%を乗じた金額を控除することとなるため、課税標準額を算出する前に控除を行う寡婦控除と同じ計算結果となる。

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の規定は、平成30年9月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

地方税法抜粋

(市町村民税に関する用語の意義)

第292条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号から第10号まで省略)

(11) 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

(12) 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であることをいう。

(第13号及び第14号省略)

(第2項から第4項まで省略)

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(第2項及び第3項省略)

(所得控除)

第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 26万円

(第9号から第11号まで省略)

(第2項省略)

3 所得割の納税義務者が、第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第1項第8号の金額は、30万円とする。

(第4項から第13項まで省略)

(所得割の税率)

第314条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6（所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(第314条の6及び第314条の7において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の8)の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

(第2項省略)

1 寡婦等と未婚のひとり親の不均衡の是正

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令等により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び施行規則が改正され、平成30年9月1日より未婚のひとり親についても寡婦控除等が適用されることとなった。

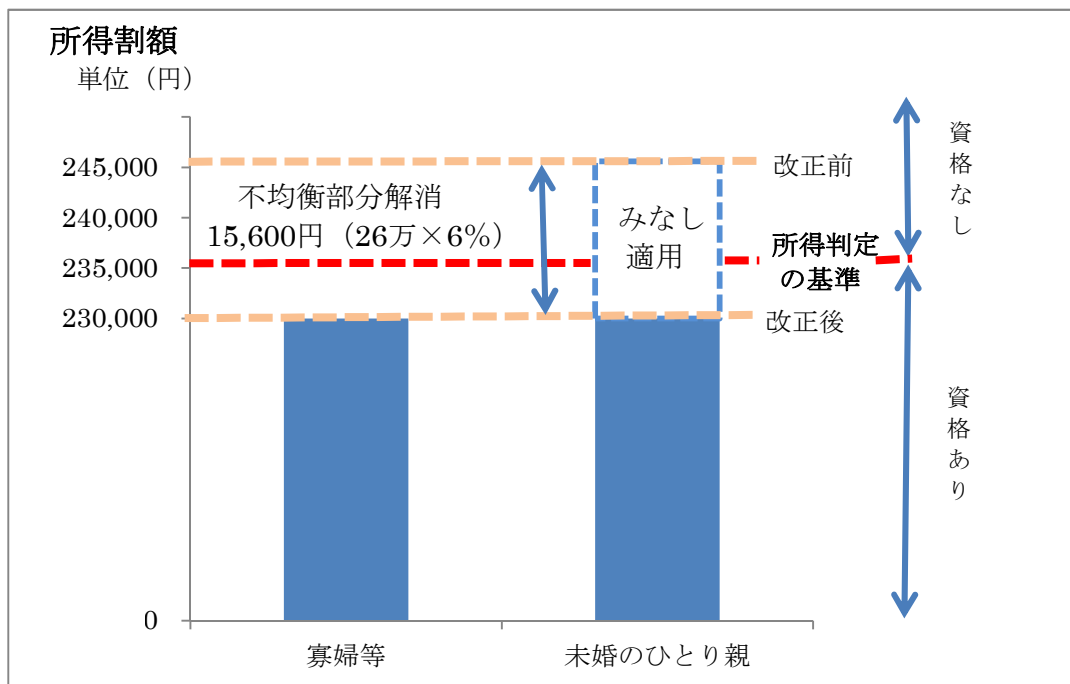
地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦及び同項第12号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）については、前年の合計所得金額が125万円以下である場合には市町村民税が非課税となり、125万円を超える場合は26万円（同法314条の2第3項（※）に該当する場合には30万円）が所得控除される（以下「寡婦控除等」という。）。一方、未婚のひとり親については、当該寡婦控除等の規定は適用されないため不均衡が生じている。

よって、未婚のひとり親に対する不均衡を是正するため、福祉医療費助成の受給資格等を判定する際に、未婚のひとり親についても寡婦控除等が適用された場合と同様に算定することとする。

※ 合計所得金額500万円以下でかつ扶養親族である子を有する場合は特別寡婦となり、控除額は30万円となる。

【（例）所得状況が同じ寡婦等と未婚のひとり親の場合】

（所得割額に係る資格判定基準 235,000 円）



2 寡婦等のみなし適用により市町村民税が課されない場合に判定の変更がある受給資格等（ただし，非課税以外の要件を満たしていることを必要とする。）

制度名	所得判定対象者	受給資格	一部負担金（窓口負担）の区分	
			一 般	低所得
高齢期移行者	高齢期移行者及びその世帯員	○ (非該当⇒該当)	—	—
障 害 者	障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者	—	○ (一般⇒低所得)	—
高齢障害者	高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者	—	○ (一般⇒低所得)	—
母子家庭等	母子家庭の母，父子家庭の父，養育者又は生計維持者	—	○ (一般⇒低所得)	—